

広島県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・一五四号筏津郷線

三 事業施行期間

令和六年二月二十二日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市市大野字小田ノ口及び郷地内

使用の部分

広島県廿日市市大野字小田ノ口及び郷地内